

大正十年法律第百二号

大正十年法律第百二号（定年ニ因ル退職判事檢察官ノ恩給ニ関スル法律）

○1 本法施行ノ際現ニ判事又ハ檢事ノ本官ニ在職スル者本法施行後引續キ判事又ハ檢察官トシテ在職シテ年六十年ニ達シタル後退職シ又ハ其ノ官ヲ免セラレ恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ恩給年額ハ恩給法中文官ノ普通恩給ニ関スル規定ニ依リ計算シタル年額ニ其ノ百分ノ三十二相当スル金額ヲ加ヘタルモノトス

○2 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ判事檢察官相互ニ転任シタル場合ハ引續キ在職シタルモノト看做ス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（大正十二年四月一四日法律第四九号）

○3○2○1 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル恩給年額ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依ル恩給年額ヲ給ス

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル恩給年額ニ基ク扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依ル恩給年額ニ基ク扶助料年額ヲ給ス

附則（昭和十二年八月一四日法律第六九号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十二年四月一六日法律第六一号）抄

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。